

このまま1月利用開始して大丈夫？

マイナンバー制度を考える世田谷集会

◆日時：2015年12月16日（水）午後6時半～8時半

◆会場：世田谷区男女共同参画センターらぶらす研修室3

小田急線・井の頭線「下北沢」駅南口徒歩5分 北沢タウンホール11階（下図参照）

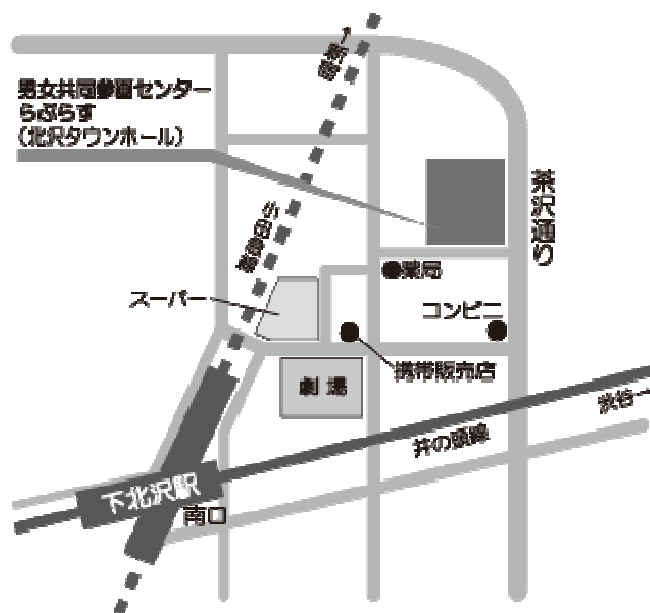
予定より大幅に遅れて、マイナンバーの通知が始まりました。来年1月からは、就職、手当や年金の受給、税務署への申告など、社会生活の様々な場でこの番号の記入を求められ、本人確認・番号確認のために「カード」の提示が求められます。再来年1月からは世帯情報や税額、福祉の受給状況など私たちの個人情報、本人同意もなく様々な行政機関等に提供され共有されます。3年後には民間への提供・情報共有も予定されています。

実施が迫っているのに、依然、準備ができていません。民間事業者も従業員などの個人番号を管理しますが、必要な保護措置の準備が完了した企業は1割もありません。6月にサイバー攻撃で年金情報が大量に漏えいした行政機関のセキュリティ対策は不十分なままです。このままでは漏えいや不正利用が心配です。厚生労働省のマイナンバー担当者が汚職で捕まり、結局IT利権のための制度ではないか、という疑問が広がっています。

にもかかわらず政府は、利用が始まってもしないのに、9月に利用拡大法案を成立させ、預貯金口座への付番や健診情報の共有など、当初は利用を見合わせていた事務に利用を広げました。さらに軽減税率で個人番号カードを使おうとしたり、NHK受信料徴収などに活用しようとしています。

さらに個人番号カードは任意交付であるにもかかわらず、職員証・学生証・社員証と一体化させたり会社などで一括申請をさせて、強引に所持させようとしています。

このまま実施していいのか、私たちは今何ができるのか、ともに考えましょう。



共通番号制度を考える世田谷の会

2015.11.19

せたがや市民講座

(連絡先) 世田谷市民運動・いち (世田谷区豪徳寺1-41-6 Tel.03-3706-7204)

番号の通知が届いたら

危険な個人番号カードの申請はやめましょう！

個人番号通知には、通知カード、個人番号カードの申請書と返信用封筒が入っています。

ICチップの入っている個人番号カードは、さまざまな手続きで本人確認に使われ、紛失しパスワードを知られると、他人があなたに成りすまして手続きをしたり、あなたの個人情報を入力する危険があります。またあなたがどこでどのような手続きをしたかを追跡することも可能になります。さらに9月に成立した番号利用拡大法では、個人番号カードに生体認証（指紋、虹彩、静脈、顔データなど）を記録する付帯決議もされています。

政府はマイナンバー制度を普及させるために、個人番号カードを来年3月までに1000万枚も配布しようとしています。個人番号カードが普及すると常時必携の登録証になり、カードを持っていないと「不審者」と見られるような監視国家になります。

個人番号カードがなくても「通知カード」があれば、必要な手続きはできます（通知カードがなくても手続きは可能です）。あえて個人番号カードを申請する必要はありません。危険なマイナンバー制度が普及しないように、個人番号カードの申請はやめましょう。

通知カード

個人番号カードの申請書

通知カード

個人番号カードの申請書

個人番号カードの申請は任意です。申請する必要はありません。

切り取り線

個人番号の通知が届いたら、申請書を切り離して、申請書に×を付けて、「個人番号カードは申請しません」「マイナンバー制度には反対です」などの意見を添えて、返信用封筒で送れば、誰でも簡単にマイナンバーに反対する意思表示をすることができます。
※返信封筒の宛先は、地方公共団体情報システム機構です。